

役員及び評議員の報酬等に関する規程 社会福祉法人阿武福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿武福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、定款第8条の規定により報酬を支払うことができる。単価は別表2による。また実費弁償費についても、別表2により支払うことができる、また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営及び監査指導のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、定款8条の規定により報酬を支払うことができる。実費弁償費については、別表4により支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2 評議員が、法人の業務のため出張する場合は、定款第8条の規定により報酬を支払うことができる。旅費等については、別表6により支払うことができる。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うことができる。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 施設の職員を兼務する役員の報酬等の額は公表しないものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	2,600円	1,800円
理事会及び評議員会出席報酬等	2,600円	1,800円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
評議員会出席報酬等	2,600円	1,800円

別表3 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	2,600円	1,800円
理事業務報酬等	2,600円	1,800円
監事業務及び監査指導報酬等	2,600円	1,800円

別表4 (日額)

名 称	実 費 弁 償 費
評議員業務費用弁償	1,800円

別表5 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	実 費	2,600円	実 費

別表6 (日額)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実 費	実 費	実 費